



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和元年 11 月 15 日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 岡崎 暁

主任監察監督官 金谷 繁夫

電話 018-862-6682

ベストプラクティス企業への局長訪問を実施します ～ 「過重労働解消キャンペーン」の取組として ～

厚生労働省では、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために「過重労働解消キャンペーン」やシンポジウムの開催などの取組を行っています。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

過重労働解消キャンペーンでは、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や全国一斉の無料電話相談等を行い、過重労働の解消を目指しています。

秋田労働局（局長 甲斐 三照）では、このキャンペーンの取組の一環として、労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問し、職場での長時間労働削減に向けた取組状況等を確認することとしています。

ベストプラクティス企業への局長訪問

ベストプラクティス企業とは、地域の中で、長時間労働削減に積極的に取り組んでいる企業で、秋田県内で毎年 1 社選定しています。

日時	令和元年 11 月 21 日（木） 午前 10 時 00 分～
場所	秋田ファイブワン工業株式会社 （秋田市八橋字下八橋 191-2）
内容	働き方改革への取組状況に関する意見交換 工場視察

取材される場合は、秋田労働局監督課（018-862-6682：担当 岡崎、金谷）まで事前にご連絡をお願いします。訪問企業への直接のご連絡はご遠慮ください。